

令和6年6月7日

佐賀県教育委員会 様

佐賀県教科用図書選定審議会会長



令和7年度に県内の特別支援学校小学部及び中学部並びに小学校及び中学校、義務教育学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について(答申)

令和6年4月23日付けで諮問がありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 採択基準の在り方について

- (1) 教育的見地と公正な立場を堅持し、慎重かつ適正に行うこと。
- (2) 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性に最もふさわしい教科用図書を採択すること。
- (3) 県教育委員会の示す教科用図書選定の資料を十分に活用すること。
- (4) 教科用図書を研究し、その結果を慎重に検討・協議して採択すること。

2 採択を適正に実施するための手続きについて

- (1) 各学校は、選定のための検討委員会を設け、適正な教科用図書の選定が行われるようにすること。
- (2) 検討委員会の構成については、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、保護者代表等とし、その数は、各学校の実情に応じ適宜決めること。
- (3) 教科用図書の採択に当たっては、学校の検討結果が反映されるように配慮すること。
- (4) 採択した教科用図書については、当該教科用図書の種類等について積極的に公表するよう努めること。

3 選定に際して参考とすべき資料について

県教育委員会は、本審議会の調査・研究結果をもとに選定に必要な資料を作成すること。